

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理事業）遠郷地区）計画を変更することについて平成21年1月14日同意した。

平成21年1月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀